

保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金について

1 保険者機能強化推進交付金について

(1) 保険者機能強化推進交付金とは

平成29年地域包括ケア強化法において創設された制度であり、保険者機能の強化に向けて、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する様々な取組の達成状況に関する評価指標を設定した上で、その指標成果に基づき国から交付金が交付され、平成30年度から実施される。

(2) 国の交付金の予算額

200億円(うち、市町村分は約190億円)

(3) 交付額の算定方法

$$\text{各市町村の交付額} = \frac{\text{当該市町村の予算総額(190億円程度)} \times \text{当該市町村の評価点数} \times \text{当該市町村の第1号被保険者数}}{(\text{各市町村の評価点数} \times \text{各市町村の第1号被保険者数}) \text{の総和}}$$

(4) 本組合への交付額(令和元年度)

交付額: 25,124千円 【内訳】 島原市: 7,833千円 雲仙市: 7,877千円 南島原市: 9,414千円

(5) 交付金の活用状況

介護保険特別会計に充当し、地域支援事業等に活用

保険者機能強化推進交付金(介護保険における自治体への財政的インセンティブ)

令和元年度予算 200億円

趣旨

- 平成29年地域包括ケア強化法において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、PDCAサイクルによる取組を制度化
- この一環として、自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための新たな交付金を創設

概要

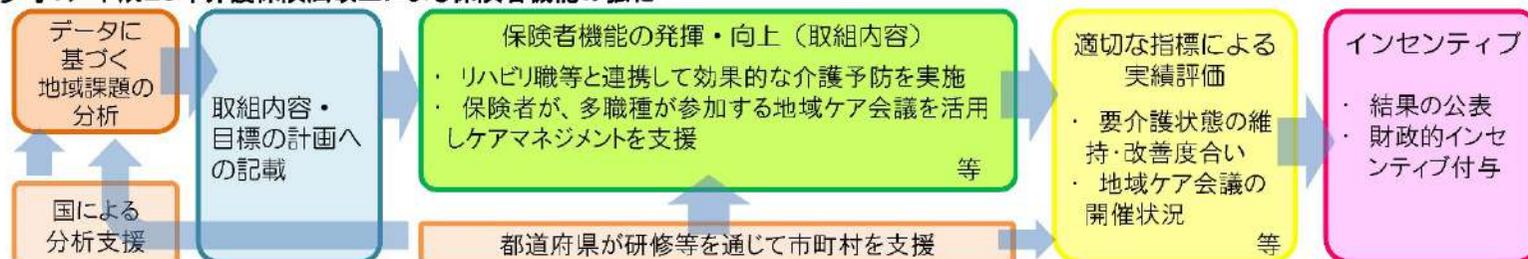
<市町村分(200億円のうち190億円程度)>

- 1 交付対象** 市町村(特別区、広域連合及び一部事務組合を含む。)
- 2 交付方法** 評価指標の達成状況(評価指標の総合得点)に応じて分配
- 3 活用方法** 国、都道府県、市町村及び第2号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に充当
なお、交付金は、高齢者の市町村の自立支援・重度化防止等に向けた取組を支援し、一層推進することを趣旨としていることも踏まえ、各保険者におかれては、交付金を活用し、地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業を充実し、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要取組を進めていくことが重要

<都道府県分(200億円のうち10億円程度)>

- 1 交付対象** 都道府県
- 2 交付方法** 評価指標の達成状況(評価指標の総合得点)に応じて分配
- 3 活用方法** 高齢者の自立支援・重度化防止等に向けて市町村を支援する各種事業(市町村に対する研修事業や、リハビリ専門職等の派遣事業等)の事業費に充当

<参考1>平成29年介護保険法改正による保険者機能の強化



<参考2>市町村 評価指標 ※主な評価指標

- | | |
|---|--|
| <p>① PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑ 地域包括ケア「見える化」システムを活用して他の保険者と比較する等、地域の介護保険事業の特徴を把握しているか 等 <p>② ケアマネジメントの質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑ 保険者として、ケアマネジメントに関する保険者の基本方針を、ケアマネジャーに対して伝えているか 等 <p>③ 多職種連携による地域ケア会議の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑ 地域ケア会議において多職種が連携し、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか ☑ 地域ケア会議における個別事例の検討件数割合はどの程度か 等 | <p>④ 介護予防の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑ 介護予防の場にリハビリ専門職が関与する仕組みを設けているか ☑ 介護予防に資する住民主体の通いの場への65歳以上の方の参加者数ほどの程度か 等 <p>⑤ 介護給付適正化事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑ ケアプラン点検をどの程度実施しているか ☑ 福祉用具や住宅改修の利用に際してリハビリ専門職等が関与する仕組みを設けているか 等 <p>⑥ 要介護状態の維持・改善の度合い</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑ 要介護認定者の要介護認定の変化率はどの程度か |
|---|--|

※ 都道府県指標については、管内の地域分析や課題の把握、市町村向けの研修の実施、リハビリ専門職等の派遣状況等を設定

出典：令和元年9月27日社会保障審議会介護保険部会(第82回)厚生労働省資料

(6) 令和元年度の評価について（平成 30 年度の取組）

| 項目 | 項目数 | 得点／配点 | | | |
|--|-----------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|--------|
| | | 島原市 | 雲仙市 | 南島原市 | |
| I PDCA サイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築 | 9 | 70／80 | 70／80 | 70／80 | |
| II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進 | (1) 地域密着型サービス | 4 | 18／47 | 18／47 | 18／47 |
| | (2) 介護支援専門員・介護サービス事業所 | 2 | 25／30 | 25／30 | 25／30 |
| | (3) 地域包括支援センター | 15 | 86／143 | 101／143 | 91／143 |
| | (4) 在宅医療・介護連携 | 7 | 53／68 | 58／68 | 50／68 |
| | (5) 認知症総合支援 | 4 | 33／46 | 33／46 | 33／46 |
| | (6) 介護予防／日常生活支援 | 8 | 58／89 | 58／89 | 58／89 |
| | (7) 生活支援体制の整備 | 4 | 14／46 | 13／46 | 35／46 |
| | (8) 要介護状態の維持・改善の状況等 | 4 | 60／60 | 60／60 | 60／60 |
| III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進 | (1) 介護給付の適正化 | 6 | 42／59 | 42／59 | 42／59 |
| | (2) 介護人材の確保 | 2 | 12／24 | 12／24 | 12／24 |
| 合計 | 65 | 471／692 (68.1%) | 490／692 (70.8%) | 494／692 (71.4%) | |

【参考】

- 全国平均：428.6点 (61.9%)
- 長崎県平均：490.6点 (70.9%)

2 介護保険保険者努力支援交付金について

(1) 介護保険保険者努力支援交付金とは

令和2年度から創設された交付金であり、公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、介護予防・健康づくりに対する取組が重点的に評価される。

保険者機能強化推進交付金が「基本的な項目及び予防・健康づくりに関する項目」を評価することに対し、介護保険保険者努力支援交付金については、「予防・健康づくりに関する項目のうち重要な項目」が評価される。

また、従前の保険者機能強化推進交付金と区分して規定し、その用途を介護予防及び重度化防止に係る取組に限定される。

● 各交付金の充当先

| | |
|----------------|---|
| 保険者機能強化推進交付金 | <ul style="list-style-type: none">○ 地域支援事業費、保健福祉事業費等の第一号保険料相当分○ 市町村が一般会計で行う高齢者の予防・健康づくりに資する取組等 |
| 介護保険保険者努力支援交付金 | <ul style="list-style-type: none">○ 予防・健康づくりにのみ活用 <p>※要介護状態及び要支援状態の予防、軽減、悪化の防止に関する取組のうち、</p> <ul style="list-style-type: none">①介護予防・日常生活支援総合事業②包括的支援事業のうち、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、在宅医療介護連携推進事業、生活支援体制整備事業及び認知症総合支援事業に係る第1号保険料相当部分 |

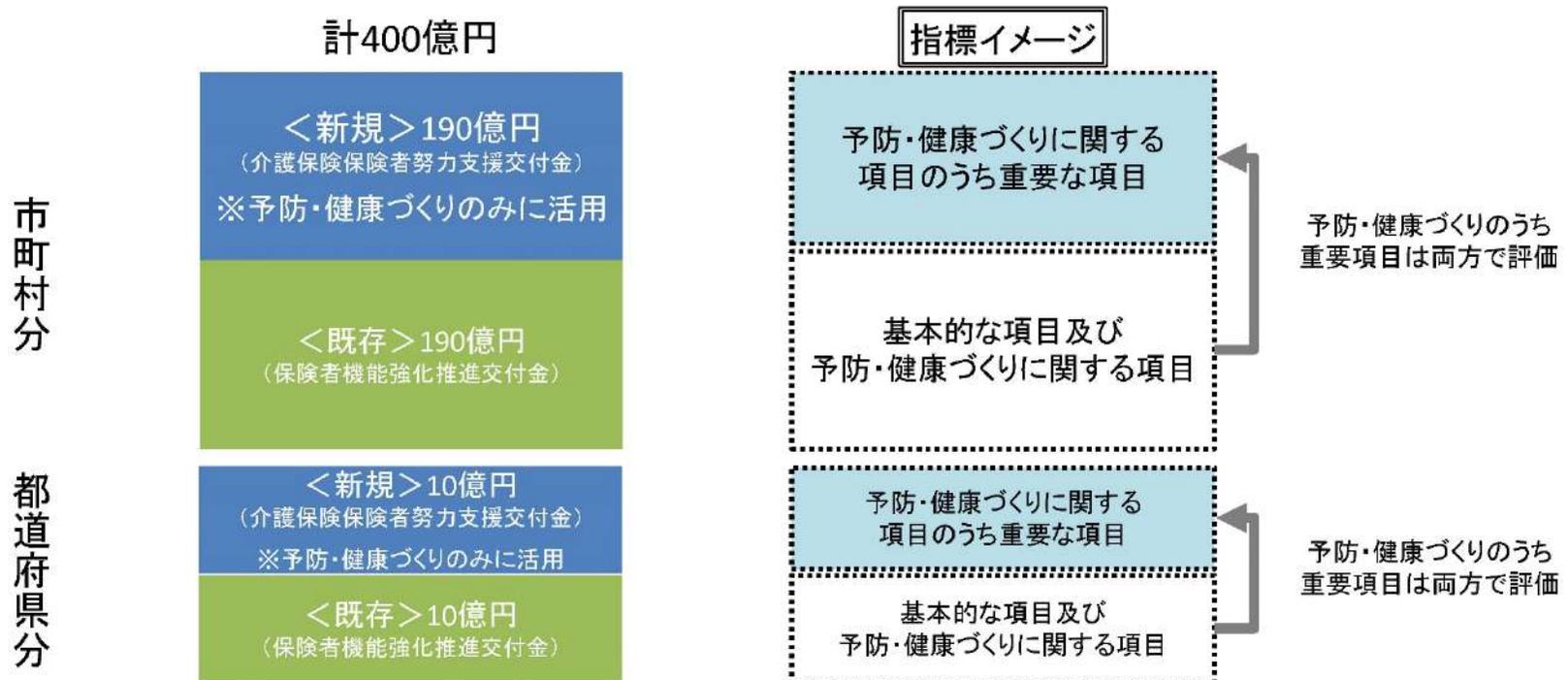
(2) 国の交付金の予算額

200億円（うち、市町村分は約190億円）

(3) 今後のスケジュール

令和2年11月頃に交付金の内示がある予定であり、本組合としては、今後交付金の用途を検討する。

保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金の構造(イメージ)



保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金について

| | 保険者機能強化推進交付金 | 介護保険保険者努力支援交付金(R2新規事業) |
|-------|---|---|
| 対象事業 | <p>(従来) 地域支援事業費、市町村特別給付及び保健福祉事業費等の第一号保険料相当部分【実施要綱3-(1)-ア】</p> <p>(見直し後) 市町村が一般会計で行う高齢者の予防・健康づくりに資する取組等を追加【実施要綱3-(2)-イ】 ※被保険者の日常生活支援、介護予防・重度化防止及び給付費適正化に係る取組の範囲内</p> | <p>予防・健康づくりのみに活用【実施要綱3-(2)】 ※要介護状態及び要支援状態の予防、軽減、悪化の防止に関する取組のうち、 ①介護予防・日常生活支援総合事業 ②包括的支援事業のうち、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、在宅医療介護連携推進事業、生活支援体制整備事業及び認知症総合支援事業に係る第一号保険料相当部分</p> |
| 交付要件 | <p>上記の対象事業について、介護保険法第122条の3第1項に反しない範囲で柔軟に対応</p> <p>※法令上、以下の取組に活用可能 ①被保険者の日常生活支援 ②要介護状態及び要支援状態の予防、軽減、悪化の防止 ③介護給付及び予防給付に要する費用の適正化</p> | <p>予防・健康づくりの取組(事業費)を増加させる保険者のみに交付【算定通知2-(2)-イ-(ア)】 ※地域支援事業に係る令和2年度当初予算額が令和元年度決算見込額(変更交付申請額)又は当初予算額よりも上回っている場合 【算定通知2-(2)-イ-(ア)-①】 ※既に地域支援事業の上限に達している場合には、上記の当初予算額及び決算見込額に保健福祉事業・一般会計事業を追加 【算定通知2-(2)-イ-(ア)-①】 ※第1号被保険者数が減少している場合には、当該減少率が予算額の減少率よりも上回る場合【算定通知2-(2)-イ-(ア)-②】</p> <p>予防・健康づくりに係る新規事業の取組を行っている場合に交付【算定通知2-(2)-イ-(イ)】 ※事業費が増加していない場合でも、 ①総合事業 ②包括的支援事業のうち社保充実分 ③市町村特別給付(予防・健康づくり関係) ④保健福祉事業(予防・健康づくり関係) ⑤一般会計事業(予防・健康づくり関係) のいずれかで新規に実施又は既存の事業を拡充する場合は交付の対象</p> |
| 規模別配分 | <p>(従来) 全保険者で得点に応じた傾斜配分を行う仕組み</p> <p>(見直し後) 被保険者規模別に配分を行う仕組み【算定通知1、2】 ※被保険者数が3千人未満、1万人未満、5万人未満、10万人未満、10万人以上の区分別で配分</p> | <p>被保険者規模別に配分を行う仕組み【算定通知1、2】 ※被保険者数が3千人未満、1万人未満、5万人未満、10万人未満、10万人以上の区分別で配分</p> |